

Likeme♡by saison card 特約

第1条(カードの発行)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)は、本特約とセゾンカード規約(以下「セゾンカード規約」という)を承認し、当社に対しLikeme♡by saison card(以下「本カード」という)のご利用の申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(用語の定義等)

(1)「本サービス」とは、第5条に従い当社が提供するキャッシュバックに係るサービスをいいます。
 (2)本特約に特段の定めがない用語、事項は、セゾンカード規約の定めるところによります。

第3条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

記

⑨分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時
 ●分割払手数料 $50,000円 \times (6.80円 / 100円) = 3,400円$
 ●支払総額 $50,000円 + 3,400円 = 53,400円$
 ●各支払日の分割支払金 $53,400円 \div 10回 = 5,340円$

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.2	13.5	13.9	14.6	14.8	14.9	14.9	15.0	15.0	14.9	14.8
現金価格100円当たりの手数料の額 (円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

(2)セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑧の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。

第4条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払され、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いされた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第5条(キャッシュバック)

(1)当社は、セゾンカード規約第7条(1)②のお支払日の前月13日(以下「確定日」という)において計上した本会員及び家族会員の個々のセゾンカード規約第5条(カードのご利用)(1)の商品購入(ショッピング)について、100円未満を切り捨て、それに1%を乗じることで得られる額の値引きを行います。ただし、確定日において計上した商品購入(ショッピング)のうち、ご指定の支払方法が2回払い又はボーナス2回払いであるもの(以下「特定支払方法利用」という)については、下記各号の金額の合計額を、カード規約第7条(1)②のお支払日であって1回目の日における特定支払方法利用分にかかるものとして値引き(本項本文の値引きと総称して以下「キャッシュバック」という)を行います。

- ①カード規約第7条(1)②のお支払日であって1回目の日における、当該特定支払方法利用にかかるお支払額について100円未満を切り捨てた額に対し、1%を乗じることで得られる額
 - ②カード規約第7条(1)②のお支払日であって2回目の日における、当該特定支払方法利用にかかるお支払額について100円未満を切り捨てた額に対し、1%を乗じることで得られる額
- (2)前項のキャッシュバックは、確定日においてキャッシュバックの対象

となる取引等を当社が確認し、第1項のお支払日にお支払いいただく商品購入(ショッピング)にかかる額として確定した金額(以下「ショッピング請求対象額」という)からキャッシュバックの額(以下「確定キャッシュバック額」という)を控除することにより行います。ただし、加盟店からの売上票到着時期又は事務処理上の都合により変動することがあります。キャッシュバックが次回のお支払日に繰り越されることがございますので予めご了承ください。

(3)前項の規定にかかわらず、特定の第1項のお支払日において確定キャッシュバック額がショッピング請求対象額を上回る場合には、当社所定の時期に、カード規約第7条(1)①の金融機関口座に当該上回る額を振り込みます。

(4)キャッシュバックの対象となるカード利用代金には、カード年会費、キャッシングサービスの利用代金・利息・手数料、リボルビング払い及び分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用、その他当社が指定する利用、代金、手数料又は会費は含まれません。

(5)本会員は、自己の直近のキャッシュバックの提供内容について、カード会員用Webサービス(当該サービスの会員向けアプリ「セゾンPortal」を含みます)による確認を行うことができます。また、本カードのご利用明細書を受取っている本会員は、当該明細書により確認することも可能です。

(6)キャッシュバックの対象となるカード利用が取り消され、又は変更された場合その他キャッシュバックの後にカード利用代金に増減が生じた場合には、当社は、これに応じてキャッシュバックの額を増減します。キャッシュバック等の額が減少した場合には、会員は、当該減少した額を、セゾンカード規約の商品購入代金として1回払いでお支払いいただきます。

(7)当社のシステム(本サービスに関連する第三者のシステムを含みます)の障害又は会員による不正行為に起因してキャッシュバックの誤提供がなされた場合には、当社は、当該キャッシュバックを取り消すことができるものとします。会員は、当該取り消された額を、セゾンカード規約の商品購入代金として1回払いでお支払いいただきます。

(8)会員は、本カードの利用に際して、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることはできません。

第6条(譲渡禁止等)

本会員は、本特約上の地位を第三者に譲渡できず、また、キャッシュバックを受ける権利その他本サービスにかかる権利について、第三者に譲渡、質入れ等を行うことはできません。

第7条(権利喪失及び利用停止等)

(1)本会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、本会員は、本サービスに関する一切の資格を、当然に喪失するものとします。

①退会、カードの有効期間満了、会員資格の取り消し等本カードの会員資格を喪失した場合

②死亡した場合

(2)会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有する本サービスに関する資格を、会員に対して何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。

①本会員が当社に対する債務(本カードに基づき負担するものに限られない)の履行を怠った場合

②会員がセゾンカード規約又は本特約に違反した場合

③不正な方法によるキャッシュバックの提供が行われたと当社が判断した場合

④前号のほか、会員の本サービスの利用状況又は本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合

⑤その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

第8条(システム対応に伴う制限)

当社は、本サービス提供に関するシステムの不具合発生やメンテナンスのため必要があると判断した場合には、会員への事前の通知又は会員の承諾なく、本サービスの提供を中断又は内容を変更することができます。会員は、これを承諾します。

第9条(免責事項)

(1)当社の責によらない通信機器等の障害又は回線障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合であっても、そのために生じた損害について、当社は、一切の責任を負いません。

(2)キャッシュバックに関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それにも関わらず

データの復元又は異常の解消がされなかった場合には、そのために生じた損害については、当社に故意又は過失がある場合を除き、当社は、一切の責を負いません。

第10条(カード規約と特約等との関係)

本カードについては、セゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。両規定が矛盾、抵触する場合は、本特約が優先して適用されます。また、会員は、当社が<https://www.saisoncard.co.jp/rd/likeme/kiyaku/cashback/>において別途定める第5条のキャッシュバックについてのルール等について、内容を理解し、ご承諾の上で、本サービスを利用するものとします。

第11条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

